

運転免許センターからのお知らせ

平成29年3月12日施行
準中型免許の新設について



平成27年6月17日公布の「道路交通法の一部を改正する法律」により「準中型免許」が新設されました。車両総重量7.5t未満の車両が運転でき、18歳から普通免許なしでも取得できることが大きな特徴です。

法改正による免許区分の変更について

○現行制度の免許種別と運転できる車両について







最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	11～29人	30人以上
6.5t	11t	大型		
5t	8t	中型		
3t	5t	中型(8t限定)		
		普通		

○H29年3月12日からの新制度

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	11～29人	30人以上
6.5t	11t	大型		
5t	8t	中型		
4.5t	7.5t	※ 中型(8t限定)		
3t	5t	※※ (新)準中型(5t限定)		
2t	3.5t	(新)普通		

準中型は車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車運転できます。

※平成19年6月1日以前取得の普通免許
※※平成19年6月2日以降～平成29年3月11日以前取得の普通免許

最大積載量	車両総重量	乗車定員～10人	
5t	8t	中型(8t限定)	
4.5t	7.5t	(新)準中型	 <p>保冷装置等の架装付き 最大積載量 3.0t</p>  <p>最大積載量 2.0t</p>
3t	5t	(新)準中型(5t限定) ※新制度の普通免許では運転できなくなる部分	 <p>最大積載量 2.0t</p>  <p>最大積載量 2.0t</p>
2t	3.5t	(新)普通	 <p>最大積載量 0.85t</p> 

新制度の免許種別で運転できる自動車のイメージ

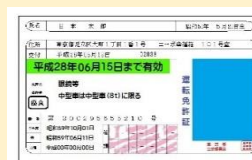
Q1: どうして準中型免許ができたのでしょうか？

A: 制度と我が国で実際運転されている自動車の実態にギャップが生じていたことを是正する意味があります。具体的には、利用頻度の高いいわゆる「2t積トラック」のほとんどが現行制度の普通免許で運転できていたのですが、近年は保冷設備やクレーンの架装で総重量5tを超えるもの増えてきました。こういった車両を運転するには中型免許が必要ですが、20歳以上で普通免許取得2年以上でなければ受験資格もなく、高卒者等若年層の就業に影響がある、との声もありました。こういった要望に応え、かつ貨物車による試験・教習を科すことで、交通事故対策ともなる、との期待もあります。

準中型免許を取得するには

現行普通免許の保有者

- ①平成29年3月12日以降、運転免許センターで限定解除審査を受審し、合格する
- ②指定自動車教習所で技能審査に合格し卒業して受験する
(卒業証明書で運転免許センターに申請→適性試験に合格し免許の交付を受ける)



平成29年3月12日以降初めて準中型免許を取得する方

- ①運転免許センターで適性試験、学科試験、技能試験を受験し、合格する
- ②指定自動車教習所を卒業して受験する
(卒業証明書を持って運転免許センターに申請→適性試験、学科試験に合格の後、免許の交付を受ける)

教習所で取得する場合の教習時間

取得する免許種別		教習種別		合計	備考
		学科	技能		
現行の普通免許 (H29年3月11日まで)	MT	26	34	60	
	AT	26	31	57	
新制度の普通免許 (H29年3月12日から)	MT	26	34	60	新制度でも教習時間は同じ
	AT	26	31	57	
新制度の準中型免許	MT	27	41	68	MTのみ
現行の普通免許取得者が準中型を取得する場合(限定解除)	MT保有者	0	4	4	場内教習・審査
	AT保有者	0	8	8	
新制度の普通免許取得者が準中型を取得する場合	MT保有者	1	13	14	仮免許制度あり 路上教習・検定
	AT保有者	1	17	18	

準中型はMTのみです



準中型免許は当然、普通自動車運転可です

Q2: 今までの普通免許はどうなりますか？

A: 新制度施行後は自動的に「5t限定の準中型免許」とみなされます。車両総重量5t未満、最大積載量3t未満の車両が運転可能です。

Q3: 現在高校3年生です。新制度が平成29年3月12日から始まりますが、平成29年4月までに準中型免許を取得することは可能ですか？

A: 条件により可能です。準中型免許取得を急がれる場合は、平成29年3月11日までに現行の普通免許を(できればMTで)取得しておいてください。これはQ2のとおり、旧制度の普通免許は5t限定の準中型免許とみなされ、準中型免許取得には限定解除すればよいということになります。上表参照のとおり、時間も費用も有利です。

現行制度普通免許(MT)ならば、わずか4時限の技能教習

Q4: 平成29年3月11日までに教習所を卒業すれば現行制度の普通免許になるということですか？

A: いいえ、教習所の卒業証明書で運転免許試験場に申請し、適性試験・学科試験に合格した日が施行前でなければなりません。教習所の卒業証明書の有効は1年間なのでいつ合格できるかは注意が必要です。平成29年3月11日は日曜日のため、実際には直前の金曜日3月10日までに合格しなければ、現行の普通免許になりません。

トラック型車両に乗りたい方は現行普通免許を取得しておいてください

○詳細は運転免許センターへ

試験係 ☎0744-25-5224 教習所係 ☎0744-25-7744